

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第73号）（児童福祉センター）

京都市児童福祉センターに設置している京都市発達障害者支援センター（以下「センター」という。）について、耐震工事を実施するため、その工事の期間中、センターの位置を次のとおり変更することとしました。

現 在 の 位 置	耐 震 工 事 中 の 位 置
京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町5 36番地の1	京都市上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町 296番地

この条例は、現在の位置から耐震工事中の位置への変更に関する部分については、平成23年4月1日から、耐震工事中の位置から現在の位置への変更に関する部分については、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 73 号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第7項中「京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536番地の1」を「京都市上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町296番地」に改める。

第2条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第7項中「京都市上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町296番地」を「京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536番地の1」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

(児童福祉センター)